

第2回とくしまこども未来会議 計画策定検討部会Ⅱ

- 1 開催日時 令和6年8月9日（金）午前10時～正午
- 2 開催場所 徳島県庁 11階 1105会議室及びオンライン
- 3 議 事 (1) こどもの意見聴取の取組状況の報告について
(2) 徳島県こども計画（素案）について

4 議 事 録

部会長	今日もよろしくお願いします。 それでは、早速議事に入らせていただきます。 議事1. こどもの意見聴取の取組状況の報告と、議事2. 徳島県こども計画（素案）について、まとめて事務局のほうからご説明をお願いします。
事務局	【資料1：こどもの意見聴取の取り組み状況の報告 説明】 【資料2：徳島県こども計画（素案） 説明】
部会長	どうもありがとうございました。本当にたくさんなところを、たくさんの方々に渡ってまとめていただいておりますけども、これからも事務局の方がいろいろなところで細かいところを直しながらさらにより良いものにしていきたいということでございますが、それぞれの皆様、専門の方から、専門分野のところに関しまして、特にこういうところをこうした方が良いのではないかというご意見があるかと思しますので、お一人ずつご意見をいただきたいと思います。
委員	では、先に失礼いたします。施策としていろいろな形で読ませていただいたりしたのですが、私個人的に、働くお母さんとか子育てのお母さんのメンタル部分をコーチ・コンサルしている仕事を在宅でやったりとかしているのですが、お声が多いのは、やっぱり本当に小さいお子さんをお持ちのお母さんであつたら発達のことでも気になる。すごい相談が多いらしいです。私の息子も今、支援学校に行っているのですが、その時は1歳から本当に気になっていたもので、相談を受けるのに大変時間がかかりました。申し込んでから、半年以上。今は申し込んだら、約1年かかってしまうという話を聞いたことがあって、相談件数もすごく上がっているという

	ことと、あと中高生くらいになると、私の息子も中高生なのですが、今3人いるのですが、中高生くらいのこどものそれこそ不登校の問題がものすごく多いらしいです。学校にスクールカウンセラーの方がいらっしゃるのですが、実際にスクールカウンセラーの方に相談しているかというのと、相談されていないかなと思います。すごく1人で悩んでいらっしゃるかな、お母さんたち。1人で悩んでいるお母さんたちすごく多いので、お子さんを助けるということも大事なのですが、働いていらっしゃる子育てしていらっしゃるお母さんたちをすごく私は助けてほしいなとすごく思います。施策の中で。こどもの声を聴くこともすごく大事だなと思うのですが、こどもを見守る親はどうしていいかわからないのです、本当に。こどもがこう絵に書いたような子育てではなくて、本当に発達に問題があって泣きじゃくるとか意味がわからなくて、寝ないとか、お母さんたちの精神的な神経が参ってしまって、結局暴力とか虐待とかになってしまう。生活の中でこどもの存在が、すごく本当に、何て言いますか、本当にこどもの存在を宝のようにしたいのだけれども、お母さんたち自身が精神的、体力的に参ってしまって、結局こどもにあたってしまう。絵に書いたようにできないのでこども自身にあたってしまうということがすごく多いかなと思いました。現時点で、私も板野町在住なのですが、板野町と藍住町の働くお母さんたちの集う場所とかに私も行ったりしているのですが、そこですごく思うのは、やっぱり保育園の待機児童がゼロにならないらしいです。それも聞かないと本当にわからなくて、お母さんたち働きたいのに預ける場所がないことをすごく悩んでいらっしゃるのかなと思います。なので、この施策すごく素晴らしいのですが、本当に窓口があるのだけれども、実際に相談に行っていないとか、相談をされる本当に設備、整備としてはすごいなと思うのですが、実際にそこに相談に行っているかというのと、実際にそこに相談に行かれていない方が非常にたくさん、多いということです。なので、ボランティアで活動していらっしゃる方が非常に多いです。なので現状としては、私が働くママさん、子育て世代のママさんたちと接する中で、現状としてはあまり変わってないと思います。
部会長	非常に大事なところをご指摘されたと思います。委員の意見だと、この、例えば基本目標の中のどこの部分に入れたほうが良いのですかね。1から6個あるのですけれど。
委員	全体的に、今ワーストと話してしまったのですけれども。

部会長	言われたことは私も実感しているのです。確かにいろいろな所へ行っていて、ですから私もここへ入れたら良いかと思ったのですが。
委員	それは、子育ての支援は、こどもを守るということもすごく大事なのですけれど、子育てされている方たちの環境を守る。例えば、相談窓口、相談できる機関など。
部会長	本文の中にちょっとずつあるのですよね、養育者さんに対する支援方法をこうするああするとかがあるので。今チラッと思ったのは、お母さん、保護者の相談する機関がこういうところがありますよとはっきりと県のほうも拾い上げていって、それをいろいろなところを通じて、例えば健診のところを通じて保護者に伝えておくなど。ただ、中には先ほどの話の中には、特に専門分野に限った相談もチラッと言われていたので、1年待たないといけないというようなことも言われていましたので、相談機関というのは徳島県でいくつか会議をしたのですが少ないと言われたのですけれども、そういうところも整備しないといけないのも、県のほうも支援するという格好でどこかに文言を付け加え、中に関連するところがあったら付け加えると。それと、最初に言われたのは、こどもの相談場所、スクールカウンセラーに相談に行っていない人が多いというのは、この間の高校の意見交換会をこどもでやっても感じました。こどもが実際に身近ないろいろなところを作ってもらったのに、要するにこどもが、そこがあるけれども行きにくいとなど。直ぐには行けないとは話していたので、その辺りはこどもの権利を大切にしますと相談のところに加えるなり。このこども未来会議がこどもの意見を尊重してこの施策に活かすですから、こどもたちからの意見交換があったのはこれからここに活かされてくると思います。ですから、親のことも少し意識して文章の中に入れるというようなことをやろうと思います。
委員	実は昨日策定部会Ⅰがあって、出席できなかったのですがペーパーで結構いろいろ意見を出したのですが、少しかぶる部分もありますけれどもメンバーが違うのでいくつか申し上げます。まず、全体なのですけれど、こどもにわかりやすい計画をというふうな話がどこかにあったと思いますが、あまりわかりやすくはないです。と言いますのは、施策の内容がすごく細かいというか各論的な記述が多くて、基本目標とか施策の方向との関連性にこれからどうつながるのかが少し見えにくいのかなというのが正直あります。あと、少し文章のバランスもよろしくないなというふうなことも少し昨日申し上げたのですが、例えば21ページから始まる居場所の関係、

	これ実は項目数えると全部で 70 個ありました。片方でヤングケアラーの部分で 34 ページなのですが、5 つしかないのです。ですので、このバランスの悪さは、ちょっと何かヤングケアラーはやる気がないのかというふうに思われてもいけないので、そこは少し考えていただいたほうが良いのかなと。それではどうすれば良いのかという、文句ばかり言ってもいけないので、一つ具体的に私のほうで例を挙げたほうがわかりやすいかなと思います。21 ページの居場所の話です。居場所のことを書かれていまして、これは例のこどもとの意見交換の中でもやはり出てきた意見です。結構ニーズが多いのですが。これを見ますと結構、固有名詞が多いです。青少年センターとか、徳島ヴォルティスとか。別にその取組が悪いと言っているわけではないのですが、ちょっとこども計画ということにそういった固有名詞を書くような話なのかなというのが、この計画そのもののあり方をどうするかというものにも関連するのですが。こどもたちの意見を読ませていただきました。やっぱり居場所を欲しいですという意見は多かったと思います。と言いましても、その居場所というのは人によってかなりイメージが違って、1 人でゆっくり過ごせる場所がほしいなという人もいれば、同世代の人と集まれる場所がほしいなという人もいれば、地域の人とか様々な世代の人と交流できる場所がほしいなど、本当様々なのです。それは、皆そうだと思います。では、徳島県がやるべきことは何かというと、そういった多様な居場所が地域地域に設置されるように取組をする。例えば、各地域だとしたら学校とか公民館とかそういう公共施設をそういったところに提供するであるとか、民間団体が頑張って取組をするのであればその財政的支援を含めたサポートをするとか。そういうことを大きなものとして書いてはどうかと。あるいは、こどもたちの意見を見ますと、居場所へのアクセスというような話がありました。確かに今、居場所少ないですから、なかなか気軽に行けない。こどもはなかなか、交通手段はせいぜい自転車ぐらいしかないのですから難しい。そうすると、やっぱり交通手段を確保するために何かそういった費用を負担するようなことも考えられるでしょうし、そもそも居場所の存在を知らないという人もいるとするならば、そういった情報を集約してきちんと周知をする。それもアクセス保障につながるのではないかなと。こういうことを書くべきではないのかなと思います。この細かな具体的な施策も、それはそれで重要なことだと思うのですが、徳島県が何をやろうとしているのかどうすればそれが実現できるのかなと少し骨太の記述あったほうが、多分、こどもたちの声につながる、向こうに伝えることにつながるのではないかなと思います。冒頭のほうでこどもたちからのメッセージというものを載せていただくという話になりました。こどもたちとしたら、こんなふうな徳島県になっ
--	---

	てほしい、こういうふうにしてほしいと。そうすると、それに対して徳島県がどういうふうに応えるのかというところを打ち出せば、子どもたちも読んで、そうか自分たちの意見がこんなふうに反映されるのかというふうなことが実感できるのだろうと思います。そういうのが全体のあり方についての意見です。 次にこどもの権利についての話をします。基本目標 1、こどもが権利の主体であってこの社会全体での共有ということなのですが、やはり大前提として、こども自身が自分にもいろいろな権利があるのだということを知ること、これが大事なことだと思います。その手段として広報啓発というふうな話があるのですが、パンフレットを作るとかあるのですが、これは多分、意識的に取りに行かないと見られないのですよね。しかし、こどもさん自身が意識的にそういった情報にアクセスするのかというと、なかなか難しい。やはり知る機会というのを保障しなければいけない。それは何かと言えば、一番良いのは学校なのです。学校でそういったこどもの権利について学ぶ機会があると、そう自分はこのことを言って良い、生きる権利がある、学ぶ権利がある、意見を言う権利がある、そういうことを知ることが大事なかなと思います。よくこどもに権利など教えたらかわがままになるというけれど、僕はそう思わないです。権利が尊重され、自分自身が大切にされる。そのことが他者を尊重することにつながるのだろうと思います。20 ページぐらいに、施設に入所しているこどもに、こどもの権利ノートを配布みたいなことを書いていますけれど、それはやはり施設に入所しているこどもだけの問題ではなくて全てのこどもについて必要なことだと。それは教育委員会との連携が必要になると思うのですが、やはり学校現場でそういったことを知る機会を保障するというのができないかなと思います。それと、19 ページにこどもの意見表明というふうなことが書いてありますが、言いたいときに言いたいことが言える、そういう手段とか機会を保障することが必要です。よく意見聴取という表現が使われますが、あまり好きではなくて、それは何かこちらが聞きたいと思ったときに聞きますという、どこまでいつでも客体なのですよね。そうではなくて、こどもが主体的に言いたいことを自由に言えるというふうな機会を保障することが重要であると。子どもたちの意見を見ましたところ、なかなか言いたいことが言えていないというこどもたちもいますし、言えているというこどもたちも少し気兼ねしながら顔色を見ながらというふうな意見もありました。言いたいことを言えるようにするためにどうすれば良いかということで、こどもの意見としては、例えば LINE とか SNS を利用するとか、目安箱を設置するとか、間に入ってもらえる人がいると嬉しいなとか、そんな話がありました。共通す
--	---

ることは、敷居を下げるというふうなことだと思います。こういったこともたちの意見を踏まえた施策を検討する必要があるのかと。中で、子ども若者のためのプラットフォームというふうなものが提案されていて、それはそれで一つの良い方法かなと思うのですが、これも多分子どもたちがなかなか積極的に聞かないとなかなかアクセスできないので、そういう子どもたちばかりではないので、多様な子どもたちに応じた多様な施策というものをまた考えていく必要があるのかなというふうには思います。それから、24 ページで安全安心というふうな話がありまして、これが今一つよくわからないところがありまして、これは大きなところで言うと 21 ページの施策の方向（１）居場所づくりの中の小項目として掲げられているのですが、掲げられていることは全然居場所とは関係のない何か犯罪被害に遭わないとか薬物乱用防止とか消費者被害に遭わないとか、ちょっと何か居場所の話とは違うことで、これはどうなのかなというふうなちょっと違和感がありまして、ここの中で盛り込むのであれば、多分、居場所の安全安心と、要するに子どもたちが安全に安心して暮らせるような居場所というふうな文脈だったらわかるのですが、ここはどういう文脈でいっているのかが少しわかりにくいなと思いました。ちょっとその点は置くとしても、やっぱり子どもの安全安心といった場合に私がよく思うのは、子どもには例えば危ない人には近寄らないようにみたいなの、そういった危険から遠ざけようとするようなそういうふうな教育が多いと思います。もちろん、それはそれで大事だと思いますが、本当に危険に遭遇せずに人生一生を終えることができる人がいるかというとなかなかそうではないと思います。いろいろ生活していく中で、やはりいろいろなことに遭遇する。そういうときにどのように対処すれば良いのか、どうすれば身を守れるのかというのをやはり教えないといけないのかなと思います。やはり危険から遠ざけるというのは、子どもをほぼ客体と見ている発想かなと思いますけれども。それはそれでももちろん良いことなのでしょうけれども、子ども自身が身を守れるように、こういうときであればこういうものだとか、そういうふうなことを何かもし安全安心であれば入れてほしいなと思います。

それから、長くなるので少し省略して。児童虐待の話がありました。目標４の施策（１）など。別の組織で議論しているところでもありますけれども、やはり児童相談所というところは非常に重要だというふうなことは異論がないと思うのですけれども、いろいろ細かな施策が書いてありますけれども、大きなところとしては、今児童相談所はいっぱいいっぱいだと思います。場所的にも、人的にも。今回、機能強化を図ろうとするのであれば、物的にも人的にも体制の強化というのはもう絶対欠かせないと思います。現状はもう本当に虐待対応でもう手一杯だと思いますが、本来、児童相談

部会長	所はそうではないはずなのです。虐待の防止とか、分離だけではなくて予防であるとかもっと広い、子育てで困っていることがあったら相談できるとか、本当はいろいろな機能を担っているはずです。今はもう起こった虐待にどう対応することによっていいいいで、職員も疲弊して。一時保護所的な話もありましたけれども、スペース的にもあまり、以前、見学に行きましたけれども、あまり良い環境でもないということだとすると、やはり場所についても今の、現状の建物でなくても、もっとどっしりとした建物を構えないといけないでしょうし、職員も数もいるでしょうし専門性を持った職員の確保とかということもぜひ打ち出してほしいなど、大きな方向性としてはそういうふうに思います。 最後にこどもの教育の話です。基本目標３（３）高等学校教育、高校教育以降の就学支援という話がありまして、内容的には生活が苦しい家庭の支援というふうなことを書いていますけれども、やはりそこは限られたこどもの話ではなくて、全てのこどもに必要なことなのだろうと思います。こどもたちの意見を見ていると、やはり学びへの意欲は強いなど。しかし、どうしてもやっぱり経済的なことを気にする。もちろん困難な環境のこどもへの支援は必要だとは思いますが、そうではなくて、普通の家庭でも教育費が負担と思っている家庭が多いと思うのです。そのような会話が日常的に家の中でされていると、こどもも大変なのかなと思ってちょっと遠慮してしまうようなところがあって、気兼ねしてやはり大学進学を諦めてしまうということも出てくるかもしれない。でも、やはりこどもが夢や希望を持って生きていけるようにするためには、そういったことに親の経済力とか気にせずに学びたい時に学べるという機会を保障することが必要かなと。そういう受益者負担とかと言うのでしょうかけれども、こどもさん自身に経済力ないので、結局その学ぶ権利というのはこどもがあるわけであって、こどもさん自身には収入や財産はないわけですから、そこを起点に考えれば、やはり全てのこどもを支援するということで、財政上の問題があることは理解するのですけれども、思い切ってやはりそのこどもさん自身が学べるような支援をしていく必要があるのではないかなというふうには思います。はい、長めになりましたが、以上です。 ありがとうございます。先生が最初に言われた、いろいろな文章の重複とか複雑さとかそういうところは私も感じていて、事務局のほうもそれは今後直すというか、施策のこの細かいところについては同じような文言が重なっているところは整理をすとか、あるいは他のところにまたがっているようなものは１つにすとかというようなことは、これからの作業として考えられているみたいですし、虐待のところなども先生も参加して
------------	--

委員	いただいている虐待の、児童相談所のあり方などの議論のことを少し盛り込みたいという方向もあるかと思いますので、今の意見を参考にまた訂正をしていしましょうか。事務局のほうからは、あとで聞かせてもらいます。 私はいつも県の福祉部政策課ほうに行っておりますが、母子家庭の方の就学とか就職とかいろいろなことに対して専門学校に対しても、借入のお願いがくるのですけれど、銀行はもう相手にしてくれないので。保証人や連帯保証人がどうしてもいるが、なかなかご家庭のご事情があってなってくれる人が少ないので、何とか公的なところで出すのであれば、何とかできないのかなといつも思っていますがいかがでしょうか。サッカーの大学いくのにも試験や、借入等資金のお願いをしますとか、そこでまた保証人等求められてもなかなかご家庭の事情があって難しいのかなと思って、切実な問題があるのかと思います。陸上の大学へ行くのにも、母子家庭のお母さんもやはり資格を取ろうと、資金等申し込んだりしますが、何かこう保証人、個人的にはいらないように何とかならないかなと常日ごろ思っています。非常に切実な問題かなと思っております。保育士とか、徳島県内で5年間住めばなくなると聞いておりますが、なかなか就職ができればいいのですがなかなか困難なところがあるのでご配慮していただけたらと思います。よろしくお願いします。
部会長	わかりました。貴重なご意見ありがとうございました。
委員	私は日頃、子どもや世帯の支援を、そういう団体に属しておりますてそれを考えているのですけれども、この基本目標6の子育て支援を充実するの最後の施策の方向（3）ひとり親家庭への支援。 51 ページですけれども、こちらを読ませていただいて、中ほどから少し下になります、児童扶養手当を受けているひとり親家庭の生活保護世帯の負担を軽減するため、JR 通勤手当、定期の割引制度の活用を図ります。これは私、以前に母子家庭の方にこれ使っているのと聞いたら、学割と割引が同じなのでこれは使っていませんという声が多かったのですが、今は割引の差が、特典というかそのメリットがあるのでしょうか。それから、その次の、ひとり親家庭の経済的安定のため相談の費用の立替えとかですけれども、養育費の確保というのは長年のこれは課題でありまして、もう少しこう踏み込んだ法的なものがないとちょっと難しい。特に経済的な問題で、ギャンブルとかそういう借金問題だとかそういうので離婚された方は、特に養育費をもらうどころの話ではないと。自分が連帯保証人に

	ならないためにもう逃げ回っているみたいなのがありますので、この養育費の問題はもうちょっと深刻に考えていただけたらと思います。それから、その下のひとり親のニーズに合わせたタイムリーな情報、これは先日、私も高校の意見を伺わせていただきましたけれども、いろいろな相談相手が欲しいという声は多かったですね。それで、私も地域でこどもの居場所づくり、学習支援の活動をしていますけれども、そういうボランティアさんのこども食堂を含めた学習支援とか、そういう居場所作りをしている方の活動は本当にこうささやかな活動で、回数もそんなに常設ではないし、でも皆さんいろいろな方がボランティア団体をやっているのですけど、それでも小さな点なので、それはもう数を増やしていくほかないと思うのです。数を増やして面にしていって、いろいろな身近なところで、今日は月曜日はここ、火曜日はこっちみたいな通い方ができるぐらいこう数を増やしていただけると、行政のほうもそういうところを活用して今度は情報発信をしていただくとか、そこへ行ったら情報が取れるとか、いろいろな相談ができるよ、窓口につなげてくれるという事まで進むと、両方がそういう情報を知ればもっと活用ができるかなと思います。 その次に 52 ページのほうになりまして、ハローワーク等への情報支援ですけれども、今ひとり親家庭のお母さん方が就職するのに、ひとり親家庭だということをあまり言いたくないと。なぜなら、同列で 2 人候補者がいてどちらを選びますかとなったら、どうしてもこどもがいたらお迎えに行かないといけなんでしょうとか、そういうことはやはりハードルになってくるのですよね。ですから、あまりそれを表に出したくないというお母さん方が最近増えています。それと、元々その経済の格差がある、男女の賃金格差もそうですし最低賃金の低さというのもそうですし、ひとり親の家庭のお母さんは本当に仕事を、障がいがあったりして仕事に就けないという方以外はほぼほぼもう仕事をしています。それもダブルワーク、トリプルワークして家計を支えて子育てをしてらっしゃいます。そういうところで今、私も気が付いたのですけれども、こどもに、お母さんが 24 時間仕事ばかりしていてこどもにいろいろな体験をさせられない。そうしたら今度は、こどもの自己肯定感というのが育っていかないというのをちょっと聞いたりして、自分の子育てを振り返るとそうだったなというふうに感じましたので、経済的な問題というのはずっと何代も響いてくるのだというふうに、どこかで学習支援なり何かいろいろな支援で支えてあげないといけないなというふうに思っています。
部会長	ありがとうございました。現実には非常に難しい問題を話していた

委員	だきました。その辺りのことを取り入れて文章づくりというのをやっていかなければいけないのかなと思いました。どうもありがとうございました。 計画の中の 15 ページのところで、「基本目標 4、社会的養育を推進します」の中の文言、下から 2 行目のところに、家庭における養育環境と同様の養育環境である里親などや、これは良いと思うのですが、できる限り良好な家庭的環境の児童養護施設などに、と書かれているところが、これはできる限り良好な家庭的環境を保障する児童養護施設で良いかなと思ったのですが、児童養護施設もこれから家庭的環境を保障していこうというところに今あって、現状で正直できている現状ではないので、その辺りをやはり明確にしておかないと、今すでにあるかのような表記に少し気になりました。以降は、18 ページ以降の具体的な施策なのですけれども、先ほど施策の方向の下の方の四角の箇条書きがちょっと長すぎるのではという指摘があったように、多分、県の意図としては、この例えば 18 ページのところであれば、施策の方向（１）これこれの共有などで、その下①②にオレンジ色で書いている部分が大きな見出しというか、頑張っってやっていこうということかなと思うのですが、この下ぐらいに、それぞれのこの普及啓発は何かということをやちょっと入れたら、もしかしたら各論感が減るかなと思いました。なぜそんな意見を言うかと言うと、なるべく各論も入れてほしいなと思います。もちろん、細かい話を入れることが県の計画としての確かかどうかはわからないのですが、特にこどもの権利やこどもの居場所づくりに関しては、またこれから全国的にもこれからというところで、各市町村で草の根的に活動されている人たちが、自分もこれをしていないといけないのか、自分のところでやっていることもこれに位置づけられているという認識ができることも、もしかしたら意味があるかなと思うので、全体がわかるようにだけして、各論を入れてもらえたらなと思います。 20 ページのところで、こどもの権利ノートに関して出ているのですが、これは徳島県では令和 1 年に修正されたように、先ほどちょっと検索したら出てきているのですが、他府県ではネットで簡単に誰でもダウンロードできるようになっていたりするのですが、徳島県のはちょっと探してもなかなか難しいところにあってダウンロードできないのかなと思いますし、もう 1 つは、そのこどもの権利ノートの内容もいかに、例えば 5 歳、6 歳とか低年齢の子どもたちに伝えるために様々な都道府県で工夫したノートがたくさん作られていると思いますので、そういったことも合わせて何か目に見える形で公表すると同時に、内容も適正な内容に今
----	---

	後のためにも変えても良いのかなとちょっと思いました。ちょっと余談ですけれども。 それからあと 27 ページのところと 28 ページのところなのですが、まず 27 ページのところで、下から 2 行目のところで、全てのこどもに起こりうるものであり、教育支援センター、NPO、フリースクール等の関係機関との連携など支援体制の充実周知を進めま書いと書いてあるのですけれど、これ連携するのはどこがですね。学校が、教育機関が、だと思うので、その主語がないなと思います。学校現場と NPO 団体、フリースクールの連携がすごく難しいので、ここにはっきり学校と教育機関とか入れてもらえるとありがたいなと思います。同じことが 28 ページのところの、1. 不登校いじめ問題の 6 個目の四角のところで、精神福祉センター等の相談機関に加え SNS で実施する民間団体や地域において支援活動を行う団体等との相互の連携強化となっています。警察とここは連携するのではなくて、やっぱり県がなのか、でもここはやっぱり学校と教育機関なのではないかなと思うので、そこのいじめ問題や不登校問題の責任というか掌握する大本は、NPO 団体ではなくて学校なのだということをはっきり明記してもらえたらと思います。 それから 35 ページのところ、先ほどもあったように、ヤングケアラーのところ、前は気付かなかったのですが、すごく少ないなと今日見て改めて思いました。ここに書かれている①と②は、先進的なことなので良いとは思いますが、他にも昨年度末に報告書というか大きなマニュアルを徳島県で作成していて、それは他府県よりもかなり内容が踏み込んだ良いものになっていたと思いましたので、その内容をきちんと盛り込んでもらいたいなと思います。とりわけ、どんなことを盛り込むかという時に、ここに抜けているのは、その最初のところの基本目標 1 には書いてはあるのですけれども、ケアラーであるこども自身の意見表明や、気持ちを聞くようなその部分とか、こども自身の権利が擁護されるようなところが 1 つ大きく抜けているかなと思いますし、あとはここそ具体的な場所として、居場所であったり民生委員の人たちや学校という、この 1 個目の四角には、福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携して、もうざっくりまとまっていて、誰がどんなふうに連携するのかというのがちょっと見えにくいかなと思いました。あとは新しく設置が目指されているこども家庭センターがやっぱりそのケアラー支援の核になっているとか決まっているかなと思うので、そこは逆にはっきり名称を出したほうが良いのではないかなと思っています。それはやっぱり県として、あともう 1 つは、この部分で県としてなかなか検討しにくいかなと思うのですが、既存に決まっているとかできそうなこと以外に何か具体的な支援、他はやっぱりすごく
--	---

	具体的な支援があるのだけれども、ここに何か具体的な支援がさらに入ったら、例えば具体的に家事支援をどこの誰に言ったらどの制度を使ったら良いのかがないので、国のほうでは示されていないので、県として独自にというのは難しいかもしれないですけども検討していただけたらと思います。以上です。
部会長	ありがとうございます。ヤングケアラーのところはさっきのご指摘もありましたので、またどのようなところを追加するかということについては今後また検討させていただけたらと思います。
委員	まず右側を開けていただいて、こどもたちからのメッセージが多分テーマごとにまとめられていると思うのです。そのメッセージを聞いて、例えばこどもの意見表明についてとか、こどもの居場所についてなどありますけれど、テーマ毎かどうかわかりませんが、まとめられていると。それに対して、この計画がどういうふうに進んでいくのかというフィードバック、それは1ページ目にあると思います。それで施策の方向性とか取組をこういうように進めていますというような一言があったらどうかと思います。例えば、こどもの居場所について言えば、誰もが集い互いに頼り合える。こども、若者の声を聞きながら、地域における居場所づくりをしていますみたいな、こどもにわかりやすい言葉一言で、こどもの意見に対して県はこういうふうに進めていくのだというのがわかるような表示があれば良いなと思いました。それが1点です。 2点目は、居場所のほう 22 ページ。具体的には例えば市町村における居場所の関係で、今、こどもたちの意見を見ますと、やはり駅近が良いとかいろいろと書いていますけれども、県立図書館は自習室オッケーなのですね。ところが町によったら、ここでは固有名詞は出しませんが、町によったらいろいろな人に使ってもらわないといけないので、持ち込みは不可。そういう図書館もあります。ということで、その市町村における図書館やあるいは児童館です。児童館はなかなか高校生も少ないかと思うのですけれども、中にはその自習スペースの時間帯を設けている児童館もあるみたいです。それで、その市町村における図書館や児童館など公共施設での自習スペースの設置とか取組を支援しますというふうな文言があれば、こどもの意見を反映していることになるかと思いました。それが第1点です。いつでも使える自習室というものが青少年センターにもありますけれども、青少年センターの中にいつでも使える自習室というものもありますが、これを県ごとや、市町村に増えるように取組を支援しますみたいな、そういう一言があれば反映になるかなと思いました。

	2点目は、39 ページです。あり方検討会のほうに載せてもらったのですけれど、39 ページの黒丸の2つ目です。児童福祉施設等の一時保護専用施設の設置促進は当然必要だと思います。その前に、前段に、県内各児童相談所における一時保護機能の強化、検討や児童福祉施設等の云々というふうに、その前に加えてもらったかどうかと思いました。 第3の項目は、40 ページの②家庭支援事業の促進の部分の四角の最後の部分です。市町村は子育て事業という部分です。改正児童福祉法が2016年に施行されまして、その家庭養育理論の原則が挙げられています。今、国はご存じの通り里親制度促進の中で、こんなことがあるのです。子育て短期支援事業はショートステイとかトワイライトとかいろいろありますけれども、里親とショートステイ、ショートステイ里親と言いますが、ショートステイ里親を、ニーズが高いと思うのです。市町村によったら県の方性がはっきりしないということで、全国的に取り組をやっている弱いのですよね、3割4割です。なので、できたらもう今後のことなので、はっきりと例えば子育て短期支援事業（ショートステイ里親）とこう書き込んでもらえたらどうなのかなと。そういう、ショート里親を実施する市町村の取組を支援しますとか。あるいは、また、里親からの子育てにおける相談、里親さんの支援を、里親支援センターですかね次のページになりますけれども、それも含めて里親からの子育てにおける相談など包括的に取り組みますみたいなものがあれば、もっともっと進むのではないかなと思います。ショートステイ里親の場合は、通学支援もできるかもしれませんし、一時保護委託は里親ショートステイでの取組ですけれども、なかなかショートステイ里親というのは全国的にも難しい現状なので、ここに何かははっきりと入れてもらえたら市町村も取り組みやすいのかなというふうに思いました。以上です。
部会長	ありがとうございます。細かいところを指摘していただきましたので、また文面考えます。
委員	社会的養育を推進します、目標4のところになります。現状的に申しますと、入所児童の状況でございますが、やっぱり発達支援に関わるこどもがほとんど半数近くいるのと、以前はお父さんお母さんがいないケースで入ってくるケースが多かったのですが、今はお父さんお母さんがいても入ってくるという、現実で。ではどうするのかというところで、今までこう言ってくださった委員さんがお伝えしてくださったように、やはり子育て

	の現場ではどうしたら良いのかという部分が、やっぱり子育てに関わるお父さんなりお母さんなりの本音なので、せっかくこう徳島でこども計画というのを立てる方向ですが、これがどのようにこう普及していくかというところの部分も課題でありますし、何かこう子育て中のお母さんにとったらどうなのか、やはりこうすぐ聞ける相談ができれば良いよねということで、何か徳島市さんの場合はAI チャットボットとかがありますでしょう、こういうものはすぐにこう何か困った時に相談できる、今の作りでしたら、その場で行かなくちゃならないというところがあるので、何かその場で匿名で聞ける何か子育てチャットボットみたいなものができれば良いなと。前の会に出ていないのですけれども、その中でも SNS を使った何かあればもうちょっと良いものが、実際の現場の当事者の親御さんにとってどうかというところを何とか整えていく部分と、こどもについては、将来何になりたいとかそれに向けてサポートするよという部分と、お父さんお母さんにどうサポートするかという何かそういった部分ができれば良いなというところ。入ってきているこどもの現状からお伝えしたかったのですけれども、そういったことでどうしても徳島の場合は、先ほど委員さんがおっしゃられたように、児童相談所のキャパが 10 名足らずの中で、全体の虐待件数とか 24 時間 365 日中通告を受けて対応しているのは児童相談所でございますので、その中で末端の中でどう取り組んでいるのかというのが、受け皿である里親さんであったり児童養護施設であったり、徳島はないのですけれどもファミリーホームさんであったりのそういう現状です。この受け入れ体制を何とか整えていくというところで、先ほどおっしゃられた児童相談所の充実強化というのは必要なことかなと思いますし、そういった中で県下にどの地域にも要対協という取組がありますけれども、要保護児童対策協議会ということがありますが、その中でどう取り組むか、いかにこうそういった養護に向けての取組が、重篤化しないよう取り組むのが予防でありますし、もしもそうなった場合はこういった児童相談所を通じて一時保護していただいて、尚且つそれで親御さんとの調整がうまくいかない場合は児童養護施設という流れもありますので、そういった流れも、あの子施設に行ったのだという形ではなくて、親御さんにとっては本当に大変な状況でございますので、短期間でも少し大変なこどもから、それでちょっとでも親御さんが楽になるような形のシステムづくりとかができていったら良いものになっていくのかなと思ったりはします。あと、こどもに向けてというものと、親御さんに向けてというものは相反するものではないかなというところで、なかなかこう難しいところもあるのですけれども、ここもこう抱き合わせしながら何かこう良いこども計画に持っていければなと思いますので、せめてこう、もれるこどもをど
--	---

	う作らないかというところと、もれたこどもに向けてどんな支援をするのかというところを整えていくことは、今のこども計画には必要なというところではありますので、そこはやっぱり今まで委員さんがおっしゃられたように充実していかれたらなと思いますので、県下に7施設あるのですが、その中でやはりこう日々親御さんから離れて、何とかお家に帰りたいけれどなかなか帰れない子に應えるために、また入っているこどもも将来大学に行きたいと、何か大学に行けるような支援ができれば良いなとかいうの中で充実していくことで、今はもううちの施設にいたこどもが保育士さんになって大阪の児童養護施設で保育士やっていますので、やはりこうその先輩方の進み具合を見ながらこどもたちを見ておりますので、そういったすり合わせみたいな、子育てはすり合わせだと思います。その中で何かこうすり合わせができる、子育てのすり合わせができるこども計画につながっていければなと思っておりますので、それが私からの願いでもありますし、こどもだけではなくて、やっぱりこう先祖のおじいちゃんおばあちゃんの関わりもってくるのがこれからのこどもたちかなと。どうしても抜け落ちているのはどうしても今の状況でありますし、コロナ禍の4年間でどうしても行動も、やりたかったこともできないままに悶々とした経緯があるので、その部分を何とかやってあげないといけないというのがあります。以上です。
部会長	ありがとうございました。 また、直った時点というか、多少これから改めて各委員の皆様に対して見ていただいて、さらに修正するという作業が入ってくるとと思いますので、またよろしくお願いします。
副部会長	私のほうからは、他の委員さんからだいぶ言ってはいただいているのであまりないかなと思うのですが、21 ページの基本目標2のところの、放課後児童クラブのことがたくさん載っています。私自身もダブルワークという形で放課後児童クラブの支援員としても仕事をしています。それで、21 ページの1番下のところに、放課後児童支援員確保というコメントがあるのでですけども、なかなかこう人材が集まってこないというのが現状としてありまして、うちのほうもハローワークさんのほうに出すのですが、やっぱりこう募集がないというのが現実で、今カツカツの人数と言いますかで回しているような状況です。それで、すごくこう学童のほうに就職してわかったのが、福祉の職員さんはちょっとこう地位的に低く見られるようなところがあって、よく保育士の職員さんとかもそういうところ

	ろでいろいろ議論されたかと思うのですが、放課後児童支援員さんに関しては、もうまたその下という感じで、保護者の方と話をしてもそれがすごくひしひしと伝わってくるような立ち位置に、今現在なっているかなと思います。ここにたくさん挙げていただいているので、そういうところから少しずつでも職員としての魅力が増えていけば職員の確保にもつながってくるのかなと思うのですけれども、なかなかちょっと何ですかね、募集をかけた時の求人などもあまり充実した中身ではなかったというのがありますので、そういうところの体制のやっぱり充実であったり、職員さんの安定的な収入であったりとか、そういうところをちょっと力を入れていただくと、ここに書いていただいたことが現実のものになっていくのかなと思っています。それと、28 ページのほうの不登校、いじめ等の対応と支援のところで、3つ目のところに、スクールソーシャルワーカーのコメント入れていただいています。スクールソーシャルワーカーについては、その上のところにスクールカウンセラーのコメントがあって、そこに関しては公立、全公立の小中学校及び県立学校等に配置というふうに書かれていますが、現在スクールソーシャルワーカーについては市町村に1名、徳島市に関しては今3名の配置にはなっているのですが、他のところに関しては1名の配置になっています。それで県立の高等学校のほうにも少しずつ今配置は始まってはいるのですが、なかなか増えていないような状況になっています。実際スクールソーシャルワーカーとして私も町1か所、市を2か所持っていつていますが、町であればスクールカウンセラーさんと同じ中学校区に配置されて小学校にも行くというふうな形なので、そんなにたくさんの小中を担当しないのですが、市に行くと1人でその市にある中小を担当するような形になって、尚且つ週1回の6時間の勤務という中で勤務をしていますので、なかなかちょっとこう十分な支援と言えますかそこに入れているかどうかという、やっぱりまだまだ十分ではないなというふうに思っているところです。なので、できればちょっと県教育委員会のほうとの兼ね合いもあるのですけれども、できれば複数名の配置という形で記載ができればありがたいなというふうには思っていますので、そここのところに入れていただけたらと思っています。それと同じところの、前に似たような相談体制等の充実の2つ目の四角のところに、不登校のこどもと保護者にフリースクールやというコメントがあるのですけれども、不登校のこどもさんの中にやっぱり発達特性を持ったこどもさんなども入っておりますので、できればちょっとそういうこどもさん向けの居場所というのを入れていただけるとすごく助かるなと思いますので、そこも検討していただけたらと思います。それと、学習支援のところについてになるのですけれども、学習支援についてはこの不登校のこども
--	--

	さん、それからそのヤングケアラーのこどもさんとひとり親家庭のこどもさんにこう共通するような形でそういう学習支援の手立てというのがどこかに書けたら良いのかなというふうには思っておりますので検討いただけたらと思います。以上です。
部会長	ありがとうございます。先生、放課後児童支援員は毎年養成しているけれど、今も不足なのですか。
副部会長	毎年、職員の研修はしてくださっていて、それで一応2年の勤務とその勤務時間数で要件を満たした職員さんがなれるのですが、やっぱり辞めていく職員さんもいますので、なのでなかなか。言ってしまうと私もダブルワークなので、1週間ずっと入れなくて週に2日しか勤務に入れていません。それで、うちの学童だと3人支援の職員がいるのですが、このうち1人は扶養で仕事をされているので、やっぱりその収入額の上限があるので、それをちょっと考えながら勤務を入れるような形になっています。それで、もう1人は常勤でずっと入れるのですが、子育て中のお母さんでやっぱりこどもさんが体調崩すと休まれたりという形になるので、本当に3人でこう何とか回しているという感じになっています。
部会長	わかりました。はい、ありがとうございました。オブザーバーから地域の課題やニーズを、というよりはその意見を地域で拾い上げていろいろしているということで、こどもの意見なども拾い上げてそれを施策に生かしているということも聞いておりますので、その辺りを中心にちょっとお話いただけますか。
オブザーバー	よろしくお願いします。オブザーバー参加ということで、私自身は本業はまちづくりとか社会共生みたいなところを学ぶ授業をしております。前職は10年ほど関東、関西の大学の教員をしております。NP0系の授業を担当しております。昨年度から徳島県内、神山町で活動しております。今年度からソーシャルスクールセクターを応援する財団を市民主体で創っていくという事で、プロジェクトを開始したところです。私たちは地域未来会議ということで、様々な地域課題を地域の未来像を語り合うような会を開催したり、今回は国の資金、助成金をいただいて事業を開始しているのですが、申請が通って色んなメンバーで問い合わせヒアリングをしながら申請資料を作ったんですね。その過程でちょっと見えてきた部分で、今回の計画作りに私自身の経験を踏まえてさせていただこうと思いま

	す。 1 番最初に気になったのが、20 ページの校則の見直しのところで、私自身の教員として経験値ですけれども、結構 14 年間 5 つ大学で教えてきて、徳島文理大のほうの総合施策部で非常勤として活動しているのですけれども、本当にいわゆるこう県内の学生さん、もしくは市町の中で進学されている学生さんが多いので、割と平均的な大学生だと言われてるんですが、高専生などは逆に言うともものすごく自分の意思をしっかり持った子たちを選抜して入学させているので、グループワークをするとワッと意見が出て、もういつまでも終わらないぐらい議論が盛り上がるのです。一般の大学で教えていると、発言して会話してと言ってもなかなか対話できない、もしくは発言がちょっと怖いという学生さんのほうがむしろ多い。何が違うのかなと思ったのですけれども、校則に関してはちょうどその問題の授業で、虎に翼という今、連ドラを NHK でやっていますよね。あれすごくいいドラマで、主人公の寅子がいろいろな社会に対して、これ本当にそれ大事なのと疑問を投げかけながら社会を変えていくという物語なのですが、学生たち皆さんの思う「はて？」は何ですかとワークショップをしたら、高校時代の校則にもものすごく疑問を感じていた。例えば髪の毛を、ショートカットの段を 2 段はだめとか、スカートの丈は何センチとか、その理由がわからない。なぜその校則が発生して、今でもそれを続けられているのかという合理的な理由が理解できないから、疑問を感じるけども、当時は大人や先生に対して疑問を言うこと自体が悪だという規範だったので、言えなくて順応してきましたという意見が出されて、今思えばおかしかったというような問い直しを学生さんがしている。そう思ったのは、社会で必要なのは、今までの枠組み自体を取り直してもっと良い枠組みに作り変えていくから、しっかりリノベーションしていく力が必要なのですから、校則というのは疑問を感じてもそれを意見表明せずに、ただただ順応しなさいというメッセージを規則と言うと思うのです。つまり、こう社会規範にただただ順応的であり、決められたことをその通り実行するという存在は、高度成長期においては大事だったのかもしれないですけども、当時にとっての正解が多分校則という形に利用されていく。一方で、今ジェンダーの意識が変化してきて、むしろ個性を重視する社会になったときに、当時の社会規範に則った校則が、かなりこう時代遅れになっている。ただ、校則の見直しは、かなりこうもっと行使したほうが良いかなと思います。今決められたルールも、自分たちが建設的に議論をして大人と対話をすれば変わるという経験値を積んだ子たちは、それ自体が教育の場でもあって、社会は自分たちが声上げて動けば良いほうに変わるという成功体験を積んだ子たちは、大学に入っても対話的だったり、主体的だった
--	--

	りするのです。この差が、僕は大学で教えていて高校までのアクティブラーニングや、その見直しで民主的な経験値を積む子たちとそうじゃない子たちとすごく差があるなというのが、大学現場では実感したので、やっぱり校則の見直しはもっとこう記述を増やして、なんかすごく寂しい気がしたので、ここもダイナミックに、むしろ県教委が主導するぐらい、むしろ古い校則は見直して良いものに変えましょうという、という。でも、議論した結果、校則が変わらなければそれはそれでオッケーなのだけれど、対話によって見直す機会があるということ自体が、すごく若者にとっては、大人たちは自分たちを尊重してくれているのだなっていうメッセージなので、ここで結構主体的な態度が。
部会長	前回の会議でもこの中のどなたか言われていたのですけれど、高校なんか見直しが始まるし、中学校でも順次始まっているみたいですし、小学校が1番遅れているという話がありましたので、そのことも今後また意見も後押ししてもらおうとは思っています。
オブザーバー	ありがとうございます。あともう1つが、こどもの居場所づくりということで21ページなのですけれども、私自身がちょうど前任の大阪の大学で教えているときに、地域の居場所研究というもので、横浜、富山とか各地の居場所をあちらこちら巡って、ヒアリングしながら研究していました。その時に見えてきたのが、こう、混ざり合う地域の居場所をつくっているところが結構多くて。
部会長	混ざり合うというのは、いろいろ人が混ざり合うということですか。
オブザーバー	そうです。多様な主体が混ざり合っていて、支援する側・される側の境界も曖昧で、支援されていた側が、急に支援する側に回ったりして、非常に優柔無碍に関係性がダイナミックに生まれているし、同時に地域のニーズを顕在化するような居場所というのが結構見られたのです。例えば京都の南区なのですけれども、こども食堂を作られた方がいて、その方はあえて要援護者だけに分けずに、様々な子たちが来られるようにしていた中で、ふっとう手を見るとリストカットがある子がいて、その子に関しては個別にヒアリングをしたところ虐待があることがわかって、その後シェルターを作る活動に展開していくのです。そういう場を作ることによって地域が見えなかったニーズが顕在化し、それに気づいた大人が転換していくと。居場所に関しては、こども食堂とか、もしくは高齢者支援とか従来

	の行政の枠組みから出発して、何かこう計画的に作るというよりは、まず場所を作ると見えなかったニーズが現れて、そのニーズについていく形で問題解決されていくというパターンがあるのです。居場所運営をされている方にヒアリングをすると、当初自分がこのケアズカフェをしたいとかいろいろな思いがあったのだけれども、開いてみたら全くニーズが、違うニーズが現れたので、そのニーズについて計画を練り直して助成金を取りにいったという方がいて、そういう居場所のほうが非常に地域ニーズにマッチしているのです。結局そういう場合に、こう議員さんがふらっと行かれたりして、引きこもりの若者の隣に社会教育委員の方が座られて、喋っているうちに、あなたの課題はこういう窓口があるから行ってみたらみたいなことで、自然にアウトリーチの場になったりもしているのです。そういう、支援する側とされる側の関係が曖昧で、多様な主体が混じり合う場所を、多様に各小学校くらいの単位で作られていくと、そういう助け合いとか包摂性というのが、行政の施策メニューだけでなく地域の力が形成されてつながっていくというのが、ヒアリングした結果出てきたので、居場所づくりは非常に有効な施策なのかなと思います。
部会長	その支援者のほうも力量が試されますね。結局、隣にいるといっても、それに気づくか気づかないかの違いもありますので。支援者のほうも質的な向上に努めないといけない、力量を高めていかないといけないと。
オブザーバー	理想的には、今しんどい引きこもりの若者や不登校のこどもたちが、かえって他の子たちとは混ざり合わずにその子たちだけでこれるように曜日を分けて、安心安全な場を作る一方で、自信を持ってきたら他の子たちと混ざり合う場を作るとか、そういう段階的なサポートはあるかと思うのですが。そうしたものが各市町村でできていくと、だいぶニーズが顕在化し、居場所というのは結構様々な領域に効いていくという気がしております。
部会長	課題が増えると。確かにそうだけど、年数がいりますね。
オブザーバー	そうですね。ただ一方で、居場所の雇用というのが行政の社会資源につなげておしまいではなく、その社会資源自体に住民らが出ていく。つまり、こう特に自分がこう社会福祉活動しようと思っていなくても、当事者に出会って、自分の余暇とかお金を使って何かしたいと思った大人が、支援側に回っていけること、プレイヤー増やすという効果があるのですね。なので、どんどん今、日本の人口が減っていく中で、問題が顕在化する一方で、

部会長	行政が提供できる人員とカリソースが減る中で、何もかもガバナンスを行政だけでしようとせずに、そのガバナンスにいろんな人たちを巻き込んでいくようなネットワーク型の自治というのがとても重要で、その時に居場所というのは、1つはハブになりえるなのかなと思っているところです。 あとは、その活動の中で上がってきた声としては、32 ページの生活困窮世帯への支援のところなのですが、これに関しては深刻な予備軍が結構地域にいるという声が上がっていきまして、つまり生活保護世帯であったり何か制度にもかかっている、行政とも連携して支援者につながっているケースは良いのですが、当事者自身が自分が被支援者、被要援護者だと気づいてない。でも客観的に見ると結構危なく、放置していると本当に深刻化する可能性がある。そこに対する予防的介入がいかにかできるかという意見が出ております。これに関しては居場所みたいな場も必要ですし、何か生活に根差したサポート体制と言いますか、民生委員さんが、いろいろな仕組みもあるのですが、何か保育所だったり、学校だったり気づいた人が、その人たちといろいろなつながりの場に誘い込むような、何かこういう枠があると良いのかなと思います。そこの予防的介入がポイントではないかという声が結構上がってきます。 いえいえ、もう刺激的な、本当に刺激されました頭の中が。ありがとうございました。もっともっと先生に話を伺いたいのですけれども、ちょっと予定の時間が過ぎていましたけれど、ちょっと私のほうから1つ言っても良いですか。いじめ、不登校、それから暴力も中に出てきているのですが、こどもの1番深刻な問題は自殺なのだけれど、それは意識的に取り上げてないのですかここでは。ちょっと非常に問題が複雑になるし、非常にまた何ていうかもうこれ以上言いませんけれど、ちょっと教育委員会の問題もあるし、不登校、いじめ、暴力、自殺というのは、数は少ないけれど本当に深刻な問題ですからね。それとあと1つは、障がい児という名前が出てきていて、あと発達がいもさっき委員のほうから言われたのですが、この中に特別に入れる必要はないのですか、施策の方向の中に一言。ここに障がい児・医療的ケア児というのがあるのですが、発達障がいというのは明らかにコミュニケーションとか質的な異常、社会的な生きにくさを感じる、身体的には十分に丈夫な人なのだけれど、いろいろさっきもその発達障がい児の居場所が抜けているというような話もありましたけど、発達障がい児はいらないのですか。後で考えますか。 事務局の最後にお話を。すいません、あと1つ。こどもの権利、1番最
------------	--

事務局	初、こどもの権利を大切にしますという 18 ページのところがありますけれど、こどもの権利 1 施策の方向の 2 としては、こどもの権利と書いてあるのですが、文章の中にはこども・若者の権利と書いてあります。基本目標 1、14 ページ。文章の中には、こども・若者という言葉で、このいろいろなところにはこども・若者とか青少年とかが出てきて、この文章の 1 番最初に帰ってくると、この対象がこどもです、発達過程にあるこどもですというふうな法律に書かれているという話ですけれど、その定義があつて、その下にこどもや若者や青少年を含みますというふうな文言が案に含まれているのですが、この辺りの使い方がもうちょっとわかりやすくしてもらったら良いな。こども権利と言っているのに、その下にわざわざこども・若者の権利と入れているから、若者というのは何か 30 歳までを言うらしいのですけれどあの国のほうは、青少年だったら 40 歳ぐらいまで、大学に通っている 40 歳ぐらいまでを入れるようで、私もこの辺りにちょっと疑問を感じてネット調べてちょっと勉強しているのですが、国の施策はわからないから。法律もおかしい。こどもと漢字で書いて、こども・若者育成支援推進法と書いて、こどもというのは漢字なのに、こども育成支援法の中にはこどもをひらがなで書いているのです。こどもと。それぐらいです。 今日は本当に貴重なご意見、事務局のほうから最後まとめていただいて、これからのいろいろな課題を言われましたので、その課題に立ち向かうぞという決意をちょっと一言。 部会長のほうからの御指名ですので、先月 7 月 2 日に第 1 回目の部会を開いていただいて、直すべきところは直させていただいたところでございます。今日も本当に斬新なご意見もいただいて、やはりこどもが意見を表明したりとか、悩みを相談したりとかできるということは、少なくとも安心できる環境でなければ、やはりこどもは何も語らない。しかも、その際には信頼できる大人や支援者がいなければいけない。それが、相談窓口を作ったとしても、それも見向きもされてないというようなことにつながるのかなと。様々な、先ほどプレイヤーも増やしていくというお話もありました。そういった中で、こどものやりたいことであつたりとか悩みに寄り添っていけるような支援を、県としてどうこのこども計画を作っていくかというヒントをたくさんいただいたと思っております。我々も、予算の関係もあつて、計画に書き込む時にちょっと躊躇したりするところもありますけれども、今日いただいた委員の皆様からの心強い発言と言いますか、コメントもいただきましたので、また本会議のほうで相談もさせていただきながら、必要な記述のほうに充実に努めていきたいとともに、県の予算
-----	---

部会長	というところについてもしっかりと反映ができますよう、そして胸を張ってこどもたちにこういう素晴らしい計画ができた、こういう予算ができたということもフィードバックできるような形で臨んでいきたいと思っております。 本日は限られた時間ではございますが、本当に貴重なご意見をいただきまして、本当に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。 ありがとうございました。本日ご意見いただきましたのは、修正につきましては部会長に一任いただいて修正させていただいて、次回のとくしまこども未来会議において計画作成部会Ⅱの検討結果として報告させてもらいたいと思います。 (以上)
------------	---